

履修規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知医療学院短期大学（以下「本学」という。）学則第29条に基づき授業科目の履修方法を定める。

(授業科目)

第2条 本学における授業科目は、以下の3つに区分する。

- (1) 教養基礎科目 すべての学生に共通に開講されている授業科目で、幅広く深い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養するために必要な基本的な教養やコミュニケーション能力、科学的思考力を高めるとともに、専門教育の学習に必要な基礎知識を習得できる科目群とし、必修科目と選択科目がある。
- (2) 専門基礎科目 人体を系統立てて理解し、疾病・障害に関する観察力、判断力を養うとともに、リハビリテーションの基本的理念を理解し、国民の保健医療福祉推進のために、理学療法士・作業療法士が果たすべき役割を学ぶ科目群である。
- (3) 専門科目 専門科目は、理学療法士・作業療法士になるために必要な専門知識と技術を習得する科目群である。

2. 授業科目は、その科目が卒業要件に係る必要の度合から、次のように履修上の区分がされている。

- (1) 必修科目 必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目 選択肢の中から希望により選択して履修することができる科目

(授業の方法)

第3条 授業は、講義、演習もしくは実習のいずれかにより行うものとする。

(卒業要件および履修方法、単位制度)

第4条 別に定める教育課程表に則り、3年以上の学業を修め、卒業要件の単位数98単位以上を修得することにより卒業が認められる。必要単位は、教養基礎科目においては、必修科目8単位と選択科目から6単位以上を修得する。専門基礎科目、専門科目の必修科目は全て修得する。

2. 各授業科目は、学則に定められた時間を修了し、その科目で定めた合格基準に基づいて、担当教員により合格と判定されたとき、授業科目の単位修得が認められる。

3. 3年次末においてそれまでの通算GPA¹⁾が2.0未満の者は卒業試験に合格しなければならない。

(進級要件、学年次の指定および履修の原則)

第5条 授業科目を効果的に履修させるため、毎学年の始めに所属する学年次を指定する。

2. 授業科目は原則として指定された学年次に配当されたものについて履修しなければならない。ただし特別受験²⁾を認められた者はこの限りではない。

3. 履修登録をする際、前年度、年間のGPAが1.0未満の者は特別受験を認めない。

4. 2年次末に、それまでに開講された科目のうち必要単位の全てを修得していても、GPAが1.5未満の者は進級試験に合格しなければ3年次への進級はできない。

補足：平成29年度以降入学者には特別試験を適用する。(第9条参照)

(臨床実習)

第6条 臨床実習は、「臨床実習Ⅰ（基礎）」、「臨床実習Ⅱ（評価）」、「臨床実習Ⅲ（総合1）」、「臨床実習Ⅳ（総合2）」から構成する。

1) 『GPA制度』は、平成28年度入学者以降に適用する。

2) 『特別受験』とは、前年度に所定の出席数を満たした上で、単位未修得の科目を当年度履修しようとする際に他の受講科目と開講時間が重なっている場合にのみ期末試験のみの受験をすることを示す。

なお、これは授業科目担当教員が許可した場合に限る。平成28年度以前入学者にのみ適用する。

2. 臨床実習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの履修要件は、2年次までに配当されている必修の専門基礎科目と専門科目の単位をすべて修得していること。

(授業科目、単位数および年次配当)

第7条 各学年の学生の授業科目、単位数および年次配当（以下「授業科目等」という）は教育課程表に掲げるとおりとする。

2. 前項に規程する授業科目等については、必要に応じて変更することがある。

(履修登録に関する基本原則)

第8条 履修未登録の授業科目は履修できない。また、履修登録の内容に誤りがあった授業科目に係る成績及び単位は認定されないことがある。履修登録の内容についての修正は、担当教員が認めた場合その科目の開講中のみ可能とする。

2. 履修登録期間後の履修登録の変更は、原則としてこれを認めない。

(試験の種類および実施期日)

第9条 試験の種類および実施期日は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 科目試験：授業科目の履修を評価し、単位を認定するための試験をいい、期日を定めて行う。前期および後期を通して開講する授業科目については、科目試験を前期および後期に分けて行うことがある。また担当教員の判断により随時行うことがある。受験資格を有しない科目は改めて履修しなければならない。
- (2) 再試験：科目試験の成績が合格点に満たない者に対して、再試験を実施する場合がある。
- (3) 追試験：病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者に対し追試験を実施する場合がある。
- (4) 進級試験：2年次末の通算 GPA が 1.5 未満の者に対し実施する試験をいい、期日を定めて行う。
- (5) 卒業試験：学則に規定される修業年限（6年）を守り、所定の単位数を修得し、かつ修業年内の GPA が 2.0 未満の者に対し実施する試験をいい、期日を定めて行う。
- (6) 特別試験：1年次の履修科目において再試験で不合格となった科目について、臨床実習Ⅰを除く1年次開講科目を対象に学年末に実施する。受験資格は1年次末の GPA が 1.0 以上ある者とする。

(受験資格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験の受験資格を認めない。また、仮に受験した場合にでもその結果は無効とする。

- (1) 各授業科目について、欠席が当該授業科目の当該学期または学年次における総授業時間数の、講義については3分の1、演習および実習等については5分の1を超える者。この場合において、30分未満の遅刻は3回をもって、30分以上の遅刻は1回をもって欠席1回とみなす。
- (2) 授業料その他学納金を期日までに納入していない者。
- (3) 休学期間中または停学処分中の者。
- (4) 教授会において受験資格がないと認められた者。
- (5) 試験を正当な理由が無く受験しなかった者。

(試験の公示)

第11条 試験の日時および場所などについては、事前の掲示によって公示される。

2. 試験の日時および場所の変更についての公示は、原則として、当該試験日の1週間前迄に掲示によって行う。

(再試験および特別試験の受験手続)

第12条 再試験および特別試験を受けようとする者は、再試験および特別試験の受験票に再試験および特別試験の受験料を添えて、試験前日までに学生支援室の業務時間内に交付を受けなければならない。

2. 再試験および特別試験を正当な理由なく欠席した者は、以後その科目の受験資格を認めない。

(再試験および特別試験受験料)

第13条 再試験および特別試験の受験料は、1科目について3,000円とする。

2. 受験料は、交付時に支払うこととする。

(再試験および特別試験受験方法)

第14条 再試験および特別試験を受験する場合は、前条で交付された受験票を提示しなければならない。

2. 再試験および特別試験の試験場において、再試験および特別試験の受験票が提示されなかった場合又は受験科目と再試験および特別試験の受験票の記載科目とが異なっている場合には、その受験を認めない。

(追試験の受験手続)

第15条 追試験を受けようとする者は、追試験願いに診断書又はやむを得ない事由により試験を受験できなかったことを証明する書類を添付して、原則として当該科目の試験終了後3日以内に提出しなければならない。

2. 追試験を欠席した者は、以後その科目の受験を認めないことがある。

(試験場における注意事項)

第16条 試験場においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学生証、筆記用具等許可された物以外の物を机の上に置かないこと。
- (2) 試験場においては試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 試験開始後の入場は、試験監督者の許可を受けねばならないこと。ただし、20分を経過した後は入場できない。
- (4) 試験開始後30分を経過しなければ退場できない。また、試験終了10分前から退場はできない。尚、試験監督者の指示により退場時間の変更、退場を認めない場合もある。

(不正行為に対する罰則)

第17条 試験において不正を行った者は、その受験科目および当該学期の全ての科目を不合格とし、懲戒の対象とする。

2. 試験における不正とは、疑わしき行為についてもそれと同様とみなすことがある。

(試験及び成績の評価)

第18条 成績の評価は学則第31条第2項による。

2. 原則として、100点満点で60点以上を合格とし、評価基準は以下の通りとする。

【平成25年度以前の入学者の場合】

- (1) 80点以上 : A
- (2) 70点以上80点未満 : B
- (3) 60点以上70点未満 : C

*実習、演習科目については「合格」のみの表記とする

【平成26年度以降の入学者の場合】

- (1) 90点以上 : S
- (2) 80点以上90点未満 : A
- (3) 70点以上80点未満 : B
- (4) 60点以上70点未満 : C

*実習、演習科目については「合格」のみの表記とする

3. 追試験の点数は、平成27年度入学以前の者は、79点以上は全て79点とみなし、合格者はBもしくはC評定とする。また、平成28年度以降の入学者は、素点の90%換算とする。(評価基準は本試験と同様)

4. 再試験および特別試験の点数は、60点以上は全て60点とみなし、合格者はC評定とする。なお、特別試

験の対象科目の評定は、特別試験の結果を用いる。

5. 受験資格がない者が受験した場合は評価しない。
6. 試験の採点結果をもとにGP (Grade Point) を算出する。(平成28年度以降入学者)
7. 年度末の各学年の成績優秀者及び卒業式における表彰者の選出にあたり GPA (Grade Point Average) を根拠資料の一つとする。

(休講)

- 第19条 やむを得ない事由が発生した場合には、その授業を休講とすることがある。休講の通知は、原則として掲示によって行うが、急を要する場合には、学校指定のメールなどの方法で通知することがある。
2. 休講の通知がなく、かつ、授業開始予定時刻より20分を経過した後も授業が行われない場合には、科目担当学生もしくはクラス委員が学生支援室教育研究推進課に連絡を取り、指示を受ける。

(休校)

- 第20条 行事その他やむを得ない事由が発生した場合には休校とする。休校の通知は掲示その他によって行う。
2. 愛知県西部の地域に暴風警報が発令された場合は、休校とする。ただし、同警報が解除された場合の授業の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 午前7時までに解除された場合には、平常通り開講する。
 - (2) 午前11時までに解除された場合には、3時限より開講する。
 - (3) 午前11時以降に解除された場合には、終日休校とする。
 - (4) 特別警報が発令された場合には、終日休校とする。
 - (5) その他の自然災害時、交通機関混乱等による授業日程等の措置については、必要に応じてその都度定める。
 3. その他の休校日は、休業日(学則第12条)に準じる。行事その他の都合で休校日を変更することがある。

(履修者数による閉講)

- 第21条 教育課程表にある授業科目でも、履修登録後の履修者数によって当該年度の授業を開講しないことがある。

(学生証)

- 第22条 学生証は、原則として学内の全ての活動、および学外における実習等本学活動の際には、必ず携帯、必要に応じて提示しなければならない(原則的に学内では専用ホルダーを用いて常に提示していること)。
2. 全ての授業科目、試験の受験、学生支援室利用、ラーニングコモンズ利用の際には学生証を担当教職員に提示しなければならない。

(指導担当教員)

- 第23条 全ての学生は、履修方法や学習方法、その他学校における生活などの必要事項において、大学が指定した指導担当教員(学習アドバイザー)の指導を受けるものとする。学習アドバイザーは、学習アドバイザー規程に則り担当する学生に対して支援を行う。
2. 学習アドバイザーの補助として各学年担当教員がその任にあたり、必要に応じて他の学科常勤教員が代行指導にあたることもある。
 3. 学長および学科長は、学生指導を総括し、必要に応じて直接学生指導を行う。
 4. 学習アドバイザーは、学校、教員の都合もしくは学生の希望により変更することがある。
 5. GPAが低い学生は、学習アドバイザーや学科の教員に相談し、学習指導を受ける。

(改廃)

- 第24条 この規程の改廃は、教授会が行う。

付則

この規程は、平成20年4月1日から実施する。

付則

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

付則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

付則

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

付則

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

付則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。